P 3 Challenge 寺尾 いじめ防止基本方針



平成30年8月31日

川越市立寺尾中学校

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は 大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめ を受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の 形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危 険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、川越市では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、平成25年10月11日に策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を踏まえ、子ども一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、平成26年11月21日、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「川越市基本方針」という。)が策定された。

これを受けて本校では、法第13条の規定を踏まえ、国の基本方針及び川越市 基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を 行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」と して策定した。

そして、平成29年3月16日の国の基本方針の改定及び平成30年7月24日の川越市基本方針の改定を踏まえ、ここに、本校の基本方針を改定するものである。

平成30年8月31日

目 次

はじめに

第1章	章 いじめの防止等に関する基本的な考え方 ・・・・・・・	1
1	いじめ防止に対する基本理念	
2	基本理念を踏まえた具体的な対策の方針	
3	いじめの定義	
4	いじめを認知する際の方針	
5	いじめの禁止	
第2	章 学校におけるいじめの防止等のための対策 ・・・・・・・	3
1	いじめの未然防止	
2	いじめの早期発見	
3	いじめに対する措置	
第3章	章 重大事態への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・	7
第4章	章 いじめの防止等のための組織体制 ・・・・・・・・・・	11
1	組織的な校内指導体制	
2	保護者・地域との連携	
3	関係機関との連携	
第5	章 いじめの防止等のための対策の検証 ・・・・・・・・	12

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめ防止に対する基本理念
- (1) 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の 対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての 児童生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

いじめを防止するためには、子どもたちに、いじめをしない心を育てるとともに、大人がいじめを見逃さない環境を整え、社会全体がいじめをさせない、許さない姿勢で取り組む必要がある。そこで、いじめの防止等に関する基本理念を踏まえ、その具体的な対策に関する方針として以下に示す。

基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

基本理念(1)に係る対策の方針

- ①児童生徒からのいじめのサインを見逃さないようにする。
- ②いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめを受けている児童生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

基本理念(2)に係る対策の方針

- ①日常的にいじめの問題について触れ、児童生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ②いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

基本理念(3)に係る対策の方針

①学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを

いう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

- ※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめを認知する際の方針

法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」に該当しない場合や、いじめを受けている本人がそれを否定している場合、学校外における人的関係に係る場合など、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならない。そのため、いじめを認知する際には、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど多くの情報を集めるとともに、特定の教員のみがいじめの認知を行うのではなく、様々な情報を基に、組織で行う必要がある。そこで、次の4つを、いじめを認知する際の方針として示す。

- ① 個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けている児童生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については、校内いじめ対策委員会をもって行う。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめを受けている児童生徒の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- ④ いじめの事実確認においては、当該児童生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

5 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(「いじめ防止対策推進法」第4条)

(1) いじめを行うことは、法律に違反することになることを児童等に周知させる。また、保護者、地域へも知らせる。

第2章 学校におけるいじめの防止等のための対策

1 いじめの未然防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童生徒の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、 暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童生徒と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童生徒の個性等への理解を深め、児童生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、 一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を通して、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

2 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、 隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(1) 日常的な児童生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席

の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。

- (2) 定期的にアンケート調査や教育相談を実施する等により、児童生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から児童生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児 竜生徒を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

3 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学校いじめ対策委員会に報告する。報告を受けた学校いじめ対策委員会は組織として、いじめであるか否かを判断する。その際、いじめを受けている児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

- ・いじめを受けている児童生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となる。
- ・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。
- ・いじめに係る情報や対応の経緯等については、児童生徒ごとに全て記録 し、情報の共有化を図る。
- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

- ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保 する。
- ④発見・通報を受けた教職員は校長に報告し、校内いじめ対策委員会で直 ちに情報を共有する。
- ⑤校内いじめ対策委員会で協議し、関係児童生徒から事情を聞き取る等 学校基本方針に沿って組織的に対応する。いじめであるか否かについ て収集した情報を基に組織的に判断する。
- ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告する(第一報)とともに、 被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- (7)校長は、教育委員会にいじめ対応シートを活用して報告する。(第二報)
- ⑧指導に困難な際、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる おそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処す る。
- (2) いじめを受けている児童生徒及びその保護者への支援
 - ①いじめを受けている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

(状況によっては、管理職が家庭訪問を行う。)

- ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている児童生徒の安全を確保する。
- ③いじめを受けている児童生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④状況に応じて、いじめをしている児童生徒を別室で指導する。
- ⑤必要に応じて、いじめを受けている児童生徒の心のケアのため、さわや か相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援(教育相談、家庭訪問等)を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。
- (3) いじめをしている児童生徒への指導及びその保護者への助言
 - ①いじめをしている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
 - ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
 - ③いじめをしている児童生徒への指導の際、いじめは基本的人権を侵害 するものであるとの認識のもと、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体

又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自 覚させる。

- ④いじめをしている児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑥「いじめ防止対策推進法」第4条に違反することを伝え、重大なことであることを認識させる。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ①いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ③全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) インターネット上のいじめへの対応
 - ①計画的な情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが 重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている児童生徒に深刻な傷を 与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
 - ②インターネット上の不適切な書き込み等については、書き込み等の拡 散の被害を避けるため、直ちに削除する対応をとる。
 - ③必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
 - ④ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のい じめやトラブルの早期発見に努める。
 - ⑤インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関 の取組について周知する。
 - ⑥パスワード付きサイトやSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。
- (6) いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。

- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断さ

れる場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の児童生徒の様子を 含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係児童生徒の人間関係等について、日常的に注意深く見守る必要がある。

第3章 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ①児童生徒が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間(30日)学校を欠席することを余儀なくされた
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの
 - ・児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の 日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手 する。
 - ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立 てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重 大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと して報告・調査に当たる。
 - ・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの 重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- (2) 重大事態発生時の報告
 - ①重大事態が発生した場合、教育委員会へ発生を報告する。(「事故速報」 にて報告)

②児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てが あったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とはい えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査 に当たる。

(3) 重大事態の調査

- ①教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、重大事態が起きてから急遽調査組織を立ち上げることは困難である点に留意し、平素から迅速な調査の実施に備える。
- ②組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の 関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加 を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、どのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。
- (4) いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ①事実関係の確認とともに、いじめをしている児童生徒への指導を行い、 いじめ行為を止める。
 - ②いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ること を最優先として調査を実施する。
 - ③いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- (5) いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ①当該児童生徒の入院や死亡など、直接聴き取りが不可能な場合は当該 児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査につ いて協議し、その上で調査を行う。
 - ②調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や 聴き取り調査が考えられる。

(自殺の背景調査における注意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の調査については、法第28 条第1項に定める調査に相当することとなり、その調査の在り方等については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の 指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者 会議)を参考にする。

- ①背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、 背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見 を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ②在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがある ことを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・ 目標、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した 資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関す る方針について、できる限り遺族と合意しておくことが必要であ る。
- ⑤調査を行う組織については、学校においては学校いじめ対策委員会を、教育委員会においては対策委員会を基に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それら の事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験 を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧学校が調査を行う場合においては、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

(6) 調査結果の提供

- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその 保護者に対し適切に提供する。
- ②いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の

必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

- ③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
- ④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期など について必要な指導及び支援を受ける。
- (7) 調査結果の報告
 - ①「いじめ問題重大事態調査報告書」を教育委員会に報告する。
- (8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

- ※ 対応の手順「重大事態対応マニュアル (川越市)」から
 - ① 校長(教頭)へ報告
 - ② 事実関係を明確にするための組織的な情報収集
 - ③ 被害生徒宅への家庭訪問の実施
 - ④ 重大事態対応チーム立ち上げ
 - ⑤ 外部対応の一本化
 - ⑥ 被害生徒の保護や心のケアの立案
 - (7) 組織的な調査のための基本姿勢と対応
 - ⑧ 聴き取り調査
 - ・被害生徒から・・被害生徒の保護者から
 - ・周囲の生徒から・いじめを行っていると思われる生徒から
 - ⑨ アンケート調査
 - ⑩ 情報提供の事前の準備
 - ① 一貫した正確でていねいな説明
 - ② 事後対応の確認

第4章 いじめの防止等のための組織体制

1 組織的な校内指導体制

- (1) 協力体制の確立
 - ①校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立するとともに、法第22 条の規定を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへ の対応等に関する措置を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」 を置く。
 - ②「校内いじめ対策委員会」の構成員については、本校生徒指導部会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導担当教員・養護教諭)を中心に、必要に応じて、学校評議員、自治会長、民生児童委員、PTA会長、教育振興会長、さわやか相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、スクールボランチ、スクールサポーター等を含むものとする。

「校内いじめ対策委員会」の具体的な役割は次の通りである。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環 境づくりを行う役割
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・ 検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめに係る情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなどし、情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめを受けている児童生徒に対する支援やいじめをしている児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・重大事態発生の際の調査機関としての役割

(2) 校内研修の充実

- ①いじめ防止年間計画に基づき、全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員のカウンセリング能力等の向上やいじめへの対応をはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- ②国・県・市教育委員会からの通知、いじめ・不登校対策検討委員会のリーフレットを活用する。

(3) 校務の効率化

①教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価による取組の検証

①問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した 目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評 価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、 校内いじめ対策委員会が行う。

2 保護者・地域との連携

- (1) スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動の積極的な活用を図るための児童生徒及び保護者への周知(相談日の案内等)
- (2) 家庭教育学級等における情報モラルの啓発
- (3) 入学説明会、保護者会等の機会を活用した、保護者に対するいじめの未然防止に係る啓発(学校基本方針の周知等)
- (4) 学校評議員会議やネットワーク連絡会等において、学校が抱えるいじめ に係る状況や課題、学校基本方針に基づくいじめへの対応等について共 有することにより、地域ぐるみでいじめに対応する仕組みづくりの推進 を図る。
- (5) 学校基本方針については、学校ホームページへ掲載し、保護者や地域住民に積極的に周知を図る。また、各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

3 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

- (1) 警察との連携
 - ①新河岸駅前交番及び川越警察署生活安全課との日常的な連携
 - ②定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
 - ③スクールサポーターとの連携
 - ④「川越市いじめ問題対策委員会」における連携
 - ⑤埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発
- (2) 児童相談所、市福祉部局(子ども安全課)及び法務局との連携
 - ①「川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」における連携

第5章 いじめの防止等のための対策の検証

本校は、校内いじめ対策委員会において毎年度、いじめ防止基本方針にある、いじめの防止等のための対策の効果を検証し、いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。